

協議第24号

字の区域及び名称の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成15年7月16日

日置合併協議会
会長 宮路 高光

字の区域及び名称の取扱いについて

字の区域は、現行どおりとし、現行の字の名称の前に当該字の属する地方公共団体の名称を付し、字の名称を変更する。

日置合併協議会の調整内容

協定項目	字の区域及び名称の取扱い	関係項目	
調整の内容 (案)	字の区域は、現行どおりとし、現行の字の名称の前に当該字の属する地方公共団体の名称を付し、字の名称を変更する。		

町または字は市町村の区画単位であり、その地理的名称を地名というが、地名は町または字の単なる地域特定のための名称にすぎないとしても、その地域とは全く無関係につけられたものでなく、当該地域の地理的特色、社会経済的特色、生活様式などをもとにして付けられたものであり、歴史的・文化的意義を有するものも少なくなく、その地域の住民感情が地名と深く結びついている場合が多い。

旧郡及び町名を新市に置き換えた場合、同一住所表示が発生し、取扱いに協議が必要となる。

東市来町 神之川 = 日吉町 神之川
(市神之川 番地)

東市来町 寺脇 = 伊集院町 寺脇
(市寺脇 番地)

【日置6町合併における取扱いパターン】

現在の状況(平成15年4月1日現在)

町名	字の数	行政区の数	現在の住所表示例	旧郡名を新市に置き換える	旧郡及び町名を新市に置き換える
市来町	3	45	日置郡市来町湊町 番地	市市来町湊町 番地	市湊町 番地
東市来町	10	53	日置郡東市来町長里 番地	市東市来町長里 番地	市長里 番地
伊集院町	23	73	日置郡伊集院町郡一丁目 番地	市伊集院町郡一丁目 番地	市郡一丁目 番地
日吉町	4	77	日置郡日吉町日置 番地	市日吉町日置 番地	市日置 番地
吹上町	11	75	日置郡吹上町中原 番地	市吹上町中原 番地	市中原 番地
金峰町	11	71	日置郡金峰町尾下 番地	市金峰町尾下 番地	市尾下 番地
合計	62	394			

旧郡名を新市に置き換える場合

メリット

- 昔からなじみのある旧町名を残すことができる。
- 場所の特定が容易である。(場所のイメージがしやすい)
- 住所表示に関する合併後の混乱、トラブルを最小限に抑えることが可能である。

デメリット

- 市名以降の住居表示が長くなる。(郵便記載住所等)
- 新市における一体感が損なわれる可能性がある。

旧郡及び町名を新市に置き換える場合

メリット

- 住居表示が簡潔である。(郵便記載住所等)
- 同一市という住民の一体感が醸成される。

デメリット

- 場所の特定がしにくい。(場所のイメージがしにくい)
- 字名が同一の場所においては、住居表示が同一となるので、字名の変更が必要となる。

日 置 合 併 協 議 会 の 調 整 内 容

協 定 項 目	字の区域及び名称の取扱い	関 係 項 目	
調 整 の 内 容			
<p>根拠等</p> <p>地方自治法第260条第1項では、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更する場合は、市町村長が当該市町村議会の議決を経てこれを定め都道府県知事に届け出なければならないとされている。</p>			
<p>先進地事例</p>			
市 名	調	整	方 針
篠 山 市 (H11.4.1)	篠山町・西紀町・丹南町の大字については従前のとおりとし、今田町については従前の大字の前に今田町をつけた大字とする。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> 旧 多紀郡今田町今田新田 番地 新 篠山市今田町今田新田 番地 </div> <div style="text-align: center;"> 旧 多紀郡西紀町宮田 番地 新 篠山市宮田 番地 </div> </div>		
さ い た ま 市 (H13.5.1)	町、字名は、原則として現行のとおりとする。ただし、同一の町、字名については地域住民の意向を尊重し調整するものとする。		
さ ぬ き 市 (H14.4.1)	(1) 字の区域は、従前のとおりとする。 (2) 町、字の名称については、次のとおりとする。 津田町、大川町、寒川町においては、「大川郡」を「さぬき市」に置き換える。 志度町においては、「大川郡志度町大字」を「さぬき市」に置き換える。 長尾町においては、原則として「大川郡長尾町」を「さぬき市」に置き換える。 ただし、字名「西」、「東」、「名」については、各々「長尾西」、「長尾東」、「長尾名」に変更する。また、「多和」については、「大川郡長尾町多和字」を「さぬき市多和」に置き換える。		
東 か が わ 市 (H15.4.1)	町の名称については、大川郡引田町、同郡白鳥町及び同郡大内町を東かがわ市に置き換え、字の名称は、現行のとおりとする。 字の区域については、新市において調整するものとする。		
安 芸 高 田 市 (H16.3.1) 新市発足予定	町・字の区域及び名称の取り扱いについては、従前のとおりとする。ただし「大字」の2文字は表示しない。		

日置合併協議会の調整内容

協 定 項 目	字の区域及び名称の取扱い	関 係 項 目	
調 整 の 内 容			

市町村合併の際に、町、字の区域の設定、若しくは廃止、または、町、字の区域若しくは名称の変更をしようとする場合は、地方自治法第260条の規定に基づき、市町村長が当該市町村議会の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出ることが必要です。
 事前に合併関係市町村の間で町名・字名の取扱いを協議しておくことが適当ですが、町、字の区域や名称については、地域の歴史や文化がしみ込んだ住民にとっても愛着が深いものであるため、合併しても従来どおり存続させるケースが多いようです。

【例】

あきる野市

2市町の町・字の名称及び区域は従前どおりとした。

西東京市

2市の町名は原則として現行どおり。

ただし、同一町名の本町については、田無市(たなしし)の本町を田無町(たなしまち)に、保谷市(ほうやし)の本町を保谷町(ほうやまち)に変更し、また、ひばりが丘団地については、ひばりが丘3丁目に統合することとした。

【さぬき市の具体例】

字の区域は従前のとおりとする。

町、字の名称については、次のとおりとする。

津田町、大川町、寒川町(さむがわまち)においては、「大川郡」を「さぬき市」に置き換える。

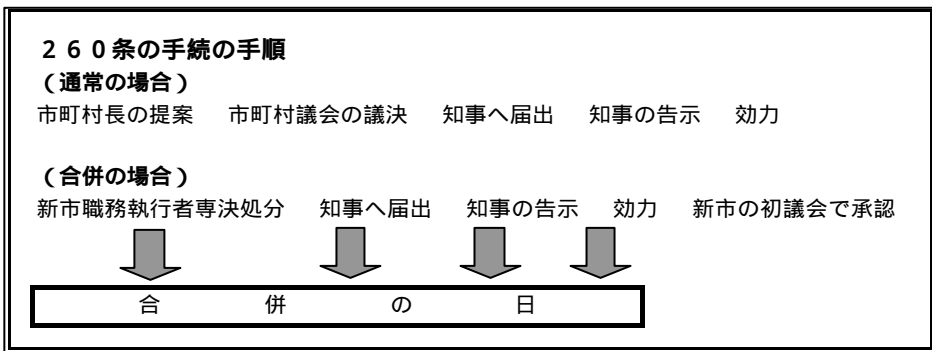
志度町においては「大川郡志度町(しどまち)大字」を「さぬき市」に置き換える。

長尾町においては、原則として「大川郡長尾町」を「さぬき市」に置き換える。

ただし、字名「西」、「東」、「名」については、それぞれ「長尾西」、「長尾東」、「長尾名」、に変更する。

また、「多和」については、「大川郡長尾町多和字」を「さぬき市多和」に置き換える。

今までの表示 大川郡津田町津田 番地 大川郡志度町大字志度 番地 大川郡長尾町昭和 番地 大川郡長尾町西 番地 大川郡長尾町多和字 番地	新市における表示 さぬき市津田町津田 番地 さぬき市志度 番地 さぬき市昭和 番地 さぬき市長尾西 番地 さぬき市多和 番地
---	---



日 置 合 併 協 議 会 の 調 整 内 容

協定項目	字の区域及び名称の取扱い	関係項目	
調整の内容			

[市町村区域内の町又は字の区域]

地方自治法第260条

第1項政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届出なければならない。

第2項前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。

第3項第1項の規定による処分は、政令で特別の定めとする場合を除くほか前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

本条は、市町村区域内の町・字の区域の新設・廃止または町・字の区域・名称の変更に関する規定である。

町または字は市町村の区画単位であり、その地理的名称を地名というが、地名は町または字の単なる地域特定のための名称にすぎないとしても、その地域とは全く無関係につけられたものでなく、当該地域の地理的特色、社会経済的特色、生活様式などをもとにして付けられたものであり、歴史的・文化的意義を有するものも少なくなく、その地域の住民感情が地名と深く結びついている場合が多い。

また、市町村の支所、出張所、学区等は町または字を単位または基準としていることも少なくない。

したがって、町や字は住民の日常生活に、直接・間接影響を及ぼす場合が多い。

本条において、「町若しくは字の区域をあらたに画する。」とは、新しい区画を設ける場合だけでなく、新たな町名または字名をつける場合も含む。町村合併により設置された町または村において1項の規定により、新たに一部の地域を除き大字の区域を画することもできる。（昭和30年12月6日自庁行発184号）

「町若しくは字の区域若しくはその名称を変更」することのうち「町若しくは字の名称を変更」する。とは、町または字の区域を変更すると同時にその名称を変更する場合も含むのであって、単に従前の町または字の名称を変更する場合に限られない。市町村の区域内の町もしくは字の区域若しくはその名称を変更しようとする場合、当該市町村が指定都市（252条の19第1項）以外の市である場合において、その町もしくは字の名称中に「何市何区何町何丁目」のように「区」の文字を使用することは出来ない。（昭和26年11月28日地自庁行発395号）

市町村の廃置分合および境界変更の際、字の区域および名称を変更しないで旧町村の字の区域および名称とする場合には本条の手続きを要しない。（昭和30年3月30日自庁振発30号）

なお、本条の「字」には、いわゆる字のみならず「大字」、「小字」も含むと解されている。市町村の区域内の一定の区域を「町」というときがあるが、「字」と同様に考えてよい。（昭和23年8月9日自発519号）

本条の定める字区域の変更等の議案は、市町村長のみが提出することができる。（昭和22年9月12日山形県総務部地方課宛回答）

常用漢字でない字体の取扱い

市町村名及び市町村内の町名又は字名の字体が常用漢字（当用漢字）字体表にない従来の字体である場合、常用漢字（当用漢字）字体表の字体を用いて書き表すことについては、地方公共団体及び町又は字の名称の変更に該当されないものとされている。

そして、不動産登記その他法令に基づく手続き等を行うにあたり、その名称を常用漢字（当用漢字）字体表の字体によって書き表しても法令上有効なものと認められることになっている。

したがって、登記上これを直す手続きをとらなくても実務上差し支えないと思われるが、あえて登記簿を直す必要がある場合には、法務局と相談すること。

（昭和33年4月21日付け行政局長通知）

字の区域及び名称を変更する場合、その区域の居住者又は、土地所有者の承諾が必要か？

承諾を得る必要はない。

字の区域や名称を変更する場合、自治法上、居住者又は土地所有者の承諾を必要とする明文の規定はない。また、字は行政区画であり、所定の法的手続きにより設置、変更又は廃止されることになっているので、これらのものについて字の区域及び名称を変更されないという権利が、一般的に保障されているとは考えられない。したがって、事実上の問題として、事前に居住者や土地所有者の意向を打診し、区域や名称の変更決定に反映させるため協議することはともかく、法的には、これらの者の承諾を得なければならないものではない。

日置合併協議会の調整内容

協定項目	字の区域及び名称の取扱い	関係項目	
調整の内容			
	<p>【先進地の参考事例】</p> <p>合併時に住所変更手続きが必要ないと考えられるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 不動産所有者の住所(土地登記簿、建物登記簿) 2. 抵当権者等の住所(土地登記簿、建物登記簿) 3. 商業登記・法人登記の本店及び主たる事務所の修正と代表者の住所 4. 労働安全衛生法による免許証・技能講習修了書の住所 5. 政府管掌健康保険被保険者証の住所 6. 国民年金被保険者及び国民年金、厚生年金の受給者の住所 7. 国民年金基金加入者及び受給者の住所 8. 各種自動車の使用者、所有者の住所(自動車検査証) 9. 印鑑登録証 10. 自動車運転免許証 11. 猟銃、空気銃所持免許証、銃砲所持免許証、人命救助等に従事する者届出済証明書、使用人届出済証明 12. 風俗営業許可証、古物商、古物市場主の許可証、質屋許可証、金属くず商許可証、金属くず行商の証 13. 警備業認定証 14. 警備員指導教育責任者資格者証、機械警備業務管理者資格者証 15. 警備員に係る検定合格証 16. 自動車保管場所証明書 17. 通行禁止道路通行許可証、駐車許可証、制限外許可証、制限外けん引許可証 18. 旅券(パスポート) 19. 食品の営業許可 20. 環境衛生営業許可及び特定建築物届出 21. 薬局等の許可 22. 毒物劇物販売業等の許可 23. 温泉の利用許可 24. 外国人登録証 25. 交通障害保険 26. 老人保険医療受給者証 27. 老人保健特定疾病療養受療証 28. 老人医療入院時に係る減額認定証 29. 重度心身障害者医療費受給資格証 30. 母子家庭等医療費受給資格者証 	<p>qq</p>	<ol style="list-style-type: none"> 31. 乳幼児医療費受給資格者証 32. 母子健康手帳 33. 児童扶養手当 34. 児童手当 35. 特別児童扶養手当 36. 身体障害者手帳 37. 療養手帳 38. 戦傷病者手帳 39. 精神障害者保健福祉手帳 40. 精神障害者通院医療費公費負担患者票 41. 国民健康保険被保険者証 42. 国民健康保険標準負担額減額認定証 43. 国民年金被保険者の住所 44. 介護保険被保険者証 45. 介護保険標準負担額減額認定証 46. 介護保険利用者負担額減額・免除等認定証 47. 訪問看護利用者負担額減額認定証 48. 保育所、学校等への住所変更 49. 原動付き自転車等の標識と交付証明書 50. 在外選挙人名簿登録証 51. その他 <p>住所変更手続きについて個別に確認が必要と考えられるも</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 自賠責保険等 2. 預金通帳、定期預金証書等 3. キャッシュカード 4. クレジットカード 5. 有価証券、保険証書等 6. その他